

「大阪府リサイクル製品認定マーク」表示要領

(趣 旨)

第1 この要領は、大阪府リサイクル製品認定要領（以下「認定要領」という。）第7条第1項及び第2項の規定に基づき、大阪府認定リサイクル製品（以下「認定製品」という。）にかかる表示に関し必要な事項を定める。

(マークのデザイン等)

第2 認定要領第7条第1項の規定に基づく第1の表示デザインは図1及び図2-1のとおりとする。

第3 認定要領第7条第2項の規定に基づく第1の表示デザインは図1及び図2-2のとおりとする。

第4 第2または第3に規定する表示デザインを「大阪府リサイクル製品認定マーク」（以下「マーク」という。）と称する。

(マークの使用制限)

第5 マークは、大阪府のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 大阪府リサイクル製品認定要領に基づき認定を受けた者
- (2) その他知事が認めた者

(マークの使用)

第6 第5に掲げる者は、認定要領第8条及び第9条第4項の規定に十分留意の上、認定製品の本体、包装、認定製品を紹介する印刷物等にマークを表示することができる。

(苦情の処理)

第7 マークを使用した者は、その使用に関して消費者等から苦情があった場合には、責任をもってその処理にあたらなければならない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関し必要な事項は、大阪府環境農林水産部循環型社会推進室が定める。

附 則

この要領は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月2日から施行する。

図 1



使用色

- ①文字色及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③左上葉部：C100Y60

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②：黒アミ 40%又は白アミ 40%

図 2 - 1



使用色

- ①文字色（④、⑤を除く）及び中央デザイン：**C100M75**（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上 アミ 40%
- ③葉部：**C100Y60**
- ④「わ」：**C60Y75**
- ⑤「エコ」：**C80**

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①及び③：黒又は白
- 上記②及び④：黒アミ 40%又は白アミ 40%
- 上記⑤：黒アミ 70%又は白アミ 70%

図 2 - 2



使用色

- ①文字色（④、⑤、⑥を除く）及び中央デザイン：C100M75（マンセル 7.5 PB 3/12）
- ②矢印：同上アミ 40%
- ③葉部：C100Y60
- ④「わ」：C60Y75
- ⑤「エコ」：C80
- ⑥「ネクスト」：M25Y100
- ⑦花部：輪郭・M50、内側・M50 アミ 40%

単色で表示する場合は下記のとおりとする

- 上記①、③：黒又は白
- 上記②、④及び⑦内側：黒アミ 40%又は白アミ 40%
- 上記⑤及び⑦輪郭：黒アミ 70%又は白アミ 70%
- 上記⑥：黒アミ 60%または白アミ 60%